

4月からの年金

国保年金課 ☎43-9079
八戸年金事務所 ☎44-1742(案内2-2)

4月から国民年金保険料が変わります

令和2年度 国民年金保険料 **16,540円** 31年度より130円増

国民年金保険料の納付には、口座振替が利用できます！

【便利！】金融機関などに行く手間が省ける上、納め忘れもなし！

【お得1】月々50円割引される早割制度！

【お得2】6カ月前納・1年前納・2年前納は、現金納付よりも割引額が多い！

※令和2年度の口座振替での1年前納・2年前納の新規受付は、2月末日で終了しました。



クレジットカード
払いによる割引制
度もあるよ！

保険料を納めることが困難な学生(20歳以上)の皆さんへ

所得が少なく保険料を納めることが困難な学生には、「学生納付特例」制度があります。
本人の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予される制度です。

申請受付4/1☎～

対象

大学、大学院、短大、高校、高等専門学校、専修学校および各種学校などの在学学生(夜間・定時制課程、通信制課程含む)

申請して承認を受けると

- ①老齢基礎年金の受給資格期間に算入されます(年金額には反映されません)。
- ②万一、障害・遺族基礎年金を受けるときにも、受給資格期間に算入されます。
- ③納付特例期間から10年以内であれば、保険料をさかのぼって納めること(追納)ができます。
ただし、承認を受けてから3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に加算額が上乗せされます。

申請方法

【2月下旬までに学生納付特例の承認を受けた人のうち、4月以降も引き続き在学予定である人】

4月上旬頃に学生納付特例継続申請はがきが送付されますので、必要事項を記入の上返送してください。

【初めて学生納付特例を申請する人、または在学する学校が変更になった人】

- 申請方法 窓口申請※郵送での申請可
- 申請用紙 電話で請求(日本年金機構のホームページからもダウンロード可)
日本年金機構ホームページ ☎<http://www.nenkin.go.jp>
- 提出先 市庁本館1階国保年金課⑦番窓口、南郷事務所、各市民サービスセンター、八戸年金事務所
- 持ち物 年金手帳、マイナンバーカードまたは通知カード、はんこ、学生証の写しまたは在学証明書(令和2年度発行のもの) ※代理人が申請する場合は、上記のほかに次の物も必要です。
【住所が異なる人】委任状 【同じ住所の人】運転免許証、健康保険証など代理人の住所が確認できるもの
- 注意 八戸年金事務所では本人以外が申請する場合は、同居・別居に関わらず委任状が必要です。

◎申請月から2年1カ月前までさかのぼって申請できます。ただし、過去の年度分を申請する場合で、学生証では在学期間がわからないときは、在学期間がわかる在学証明書などが必要です。

学生納付特例期間が終了した人へ

3月で卒業した人は、学生納付特例は3月で終了しますので、卒業後に免除を希望するときは、一般の申請免除の手続きが必要です。